



# 通 訳 規 定

## 活動者版

地球市民交流会

### 第1条 概要

現在、日本では世界中の広い地域から、勉学あるいは仕事のため訪れた多くの人が生活しています。しかし、来日者の生活状況は容易ではありません。その主たる原因は、言葉の壁や習慣の違い、または偏見などにあります。地球市民交流会は、通訳派遣支援活動（以下：派遣通訳）において、支援対象となる依頼者からの通訳要請を受け、派遣通訳運営者（以下：通訳委員会）が詳細を確認・調整の後、当該活動に見合う方法で、必要言語の派遣通訳活動者（以下：通訳士）を活動現場に派遣します。

### 第2条 目的

派遣通訳は、以下のいずれかの目的を達成するために行われます。

- (1) 地域社会で生活する上で言葉の障害のために困難な状況にある、在日外国人や帰国者たちへの日常生活の支援
- (2) 定住者と来日者間の人的交流を通して、当事者のもつ不安の解消などの心的援助
- (3) 同主旨の市民団体または個人の催す非営利活動の支援

### 第3条 対象

派遣通訳における支援対象者を、以下のように定義します。

- (1) 日本国内で一定期間生活する在日外国人およびその家族
- (2) 日本国内で一定期間生活する日本語を母語としない日本人
- (3) 委員会が調査・検討の結果、支援が必要と判断した個人
- (4) 上記該当者に対して非営利で支援を行っている団体または個人
- (5) その他協議の上、決定した法人（一部個人）

### 第4条 遵守

通訳士は、一度引き受けた依頼は最善を尽くし、以下のことを遵守してください。

- (1) 依頼内容に良く目を通し、疑問点等は通訳委員会に事前に確認してください。  
依頼内容記載文（コピー等）を必ず現場に持参し、書いてある内容以外のことは原則的に行わず、現場で依頼されてもお断りしてください。
- (2) 何らかの事情で活動できなくなった場合は、必ず通訳委員会まで速やかに連絡を入れてください。
- (3) 現場での金銭貸借および、依頼者側の経費立替等も絶対に行わないようにしてください。
- (4) 活動内容の実態が事前情報と異なる場合、または現場で新たな依頼を受けた場合には速やかに通訳委員会に連絡をとり確認後、場合によっては中断し引き上げてください。
- (5) 活動中または活動を通して知り得た個人情報に関しては、漏洩しないでください。  
通訳委員会への報告の際も、全て伝える必要はなく、必要な点だけで結構です。
- (6) 活動終了後10日以内に通訳委員会まで実際の活動状況・内容等を報告してください。  
報告に併せ活動中にかかった費用（交通・通信）と、返還用の口座をお知らせください。
- (7) 以下のいずれかの事態があった場合は即、通訳委員会に報告してください。
  - (ア) 現場において、依頼者が提示する活動内容や日程等に過度な要求があったとき
  - (イ) 現場での事故、嫌がらせ、セクハラ等、通訳士の心身に損害を受けたとき
  - (ウ) その他、緊急事態が発生したとき



## 通訳規定 活動者版

地球市民交流会

通訳委員は、以下のことを心がけてください。

- (1) 報告書管理については厳重注意。依頼者の連絡先等の情報と報告書は分けて管理します。
- (2) 活動に関する報告は速やかにまとめ会議等で関係者に報告します。
- (3) 通訳士とは密に連絡を取り、基本的に通訳士側に立って活動をバックアップします。
- (4) 現場での活動は、原則的に通訳士の判断と自主性にまかせてください。
- (5) 万が一、こちら側の過失で依頼者に迷惑をかけた場合は丁重にお詫びしてください。
- (6) 依頼に関する判断が難しい場合は、関係者全員に通知し、意見をまとめ決定します。

※ 通訳基準参照